

# 解散公告

当社は、令和二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。  
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和二年四月一日

東京都中央区築地一丁目九番五号

株式会社アルテメイト  
代表清算人 古金 千明